

災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会桜ヶ丘延寿ホーム（以下「乙」という。）の間において、多摩市内に発生した地震、その他による災害（以下単に「災害」という。）時において、多摩市地域防災計画に基づく二次避難所（福祉避難所）の開設等の甲乙間の相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に平常時より連携を密にし、災害時に地域の要援護者のうち、何らかの特別な配慮を必要とする高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の安全確保を図るための災害対策上必要な事項を定めるとともに、乙の管理運営する施設に、福祉避難所を開設することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、要援護高齢者で、介護保険施設、医療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所として利用できる施設及び対象者）

第3条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定め、予め福祉避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 福祉避難所へ受け入れる対象者は、災害で被災した要援護高齢者（介護を要する高齢者にあつては、その家族等の介護者を含む。）とする。

（福祉避難所の開設依頼）

第4条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所の開設を依頼するものとする。

2 甲は、前項の規定により福祉避難所の開設を依頼する際は、事前に、乙に対してその旨を福祉避難所開設依頼通知書（第2号様式）又は口頭で通知するものとする。

（福祉避難所の開設及び受け入れ）

第5条 乙は、甲から前条第1項の規定による依頼を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を開設した場合は、速やかに情報連絡員等を福祉避難所に配置するものとする。

3 第3条第2項に該当する対象者を福祉避難所に受け入れる際は、原則として、家族等の介護者が同伴するものとする。

(要援護高齢者の移送)

第6条 福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等の介護者又は支援者(以下「支援者等」という。)が行うものとする。ただし、支援者等による移送が困難な場合は、甲は、災害時における災害要援護者用避難自動車供給協力に関する協定書(平成18年2月1日締結)を締結している民間協力機関等に対して、対象者の移送を依頼して実施するものとする。

(福祉避難所の運営)

第7条 乙は、福祉避難所の運営を甲乙協議して作成したマニュアルに沿って行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、日常生活用品、食料、介護必需品、医療材料等の福祉避難所の運営に必要な物資の調達を行う。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議のうえ決定する。

(開設期間)

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めたときは、災害規模や被災状況に応じ、開設期間を延長することができる。延長期間については、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は、前項の規定により福祉避難所の延長を依頼する際は、事前に乙に対しその旨を福祉避難所使用許可期限延長申請書(第3号様式)又は口頭で通知するものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第10条 甲は、災害対応等が収束した場合は、速やかに福祉避難所を閉鎖する。

2 甲は、前項に基づき福祉避難所を閉鎖する際は、乙に対し福祉避難所使用終了届(第4号様式)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けるものとする。

(情報の共有)

第11条 甲及び乙は、災害が発生した場合は、通信回線及び防災行政無線など、あらゆる手段を講じながら、相互に情報の共有を図るものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、福祉避難所の運営にあたり業務上知り得た要援護高齢者又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成24年3月1日から平成25年2月28日までとする。
ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第14条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 3月 1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1

東京都多摩市

代表者 多摩市長 阿部裕行

乙 東京都多摩市連光寺一丁目1番1

社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会

桜ヶ丘延寿ホーム

代表者 理事長 佐藤忠彦

平成 年 月 日

多摩市長 殿

所在地 東京都多摩市

施設名

代表者名 ㊞

福祉避難所指定承諾書

災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定書第3条の規定により災害発生時における福祉避難所としての指定について、下記のとおり承諾します。

記

1 所在場所 東京都多摩市

2 名称

3 福祉避難所指定

別紙配置図のとおり

合計面積は、 平方メートル

多 第 号
平成 年 月 日

殿

多摩市長

福 祉 避 難 所 開 設 依 頼 通 知 書

災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定書第4条の規定により、災害時における福祉避難所として、下記のとおり開設することを依頼します。

記

開 設 日 時	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで
使 用 施 設	
利 用 対 象 者 人 数	災害時要援護高齢者 名 災害時要援護高齢者情報は、別紙のとおり
そ の 他	

※連絡先： 部 課 担当 電話

多 第 号
平成 年 月 日

殿

多摩市長

福祉避難所使用許可期限延長申請書

このことについて、災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定書第9条の規定により、下記のとおり福祉避難所開設使用許可期限の延長をお願いします。

記

延長日時の予定	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで
使用施設	
利用対象者人数	災害時要援護高齢者 名 災害時要援護高齢者情報は、別紙のとおり
延長の理由	
その他	

※連絡先： 部 課 担当 電話

多 第 号
平成 年 月 日

殿

多摩市長

福 祉 避 難 所 使 用 終 了 届

災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定書第10条の規定により災害時における福祉避難所の使用について、下記のとおり終了したことを届け出ます。

なお、福祉避難所として使用していた施設については、現状に復します。

1 終了日時

平成 年 月 日 時 まで

2 連絡先

部 課 担当 電話

災害時要援護高齢者情報

No.

No.	氏名	住所	連絡先	心身の状況	かかりつけ医等 医療情報	身元引受人 氏名・連絡先
1						
2						
3						
4						
5						